

学校運営に関係する主な地域コミュニティ団体や施設等の設置等区分

○ 設置等区分は、団体等の最小単位に対して「○」を記載。公民館地区や学校区ごとに各団体の連絡会や協議会等を設置している場合は「カッコ([○])」をつけて記載している。

参考資料2

【関連団体・個人】

No	団体名等	設置目的等	設置区分				備考
			公民館単位	学校区単位	自治会単位	その他	
1	学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	保護者や地域住民が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。学校関係者と保護者や地域住民が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子ども像について協議を行うなど、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築するための組織		○			
2	小中学校PTA	児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う組織		○			
3	各種学校ボランティア	各学校の特性や状況に合わせて、実施されているボランティア活動(清掃活動や登下校の見守り等)に協力している団体や個人		○			
4	青少年健全育成会	地域の関係団体や関係機関の方々に組織され、家庭、学校、地域をつなぐパイプ役として、青少年の健全育成のために活動している組織	[○] (地区健全育成連絡協議会)		○		
5	青少年指導員	地域で青少年の健全な育成活動を推進するため、自治会、青少年関係団体、その他の青少年指導者と連携を取りながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進めていく役割を担う個人	[○] (地区会)			○ (個人)	
6	青少年相談員	不良行為などが行われやすい場所を計画的に巡回し、声掛け指導等をするとともに、青少年健全育成啓発活動を実施する個人				○ (個人)	
7	子ども会	子どもたちの自主性を大切にしながら、年齢の異なる子どもたちが、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などを行う組織		[○] 小学校区子ども会		○ (会ごとに異なる)	
8	母親クラブ	青少年健全育成のために活動している母親等の組織				○ (クラブごとに異なる)	現在活動しているのは2団体
9	民生委員・児童委員	高齢、障がい、母子児童問題などの福祉に関して、住民の相談、援助、情報提供や福祉事務所等の協力などを実施する個人	[○] (地区協議会)			○ (個人)	
10	少年補導員	地域ぐるみの少年非行・被害防止、健全育成活動を進めるため、警察署長から委嘱された地域住民で構成する警察ボランティア				○ (個人)	
11	自治会	地域に住む人々が親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、また、生活していく中で支え合い、助け合いながら、更に住みよい豊かな地域づくりのために活動している自主的な組織	[○] (地区自治会連絡協議会)		○		
12	交通安全母の会	地域や家庭を通じて組織的に交通安全諸事業を展開する組織	○				
13	交通安全指導員	地域に密着した交通安全諸事業を組織的に展開する個人	[○] (地区支部)			○ (個人)	

【関連施設・機関】

No	施設・機関名	設置目的等	設置区分				備考
			公民館単位	学校区単位	自治会単位	その他	
1	公民館	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された社会教育施設(市内16館(上荻野分館含む))	○				
2	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されている児童福祉施設(市内38館)				○ (地域の実情に応じて設置)	
3	放課後児童クラブ	授業終了後、帰宅しても保護者の就労や疾病などにより、適切な保育が受けられない小学校に通う児童に対し、集団生活や遊びなどを通して、日常生活指導や児童の健全育成を図ることを目的とし市内の23小学校区に設置		○			